

# 平成30年度版大阪府水防計画 改正の概要

## ○ 平成29年水防法改正を踏まえた改定

- 大規模氾濫減災協議会の設置(第2章第4節) P13
- 要配慮者利用施設の避難確保作成及び避難訓練実施の義務化(第17章第6節)P101
- 予想される水災の危険の周知等(第17章第4節)P100
- 浸水被害軽減地区の指定(第17章第9節)P102、河川協力団体(第1章第2節)P4
- 民間事業者による水防活動の円滑化  
(緊急通行(第8章第4節)P86、公用負担・損失補償(第14章第2節)P94、企業との連携(第11章第5節)P91)

## ○ 平成29年の気象警報・注意報基準の変更等を反映 P25-31

- 大雨警報・洪水警報等を補足する情報についても記述(第5章第1節) P24

## ○ 土砂災害警戒情報の基準変更に伴う土砂災害警戒準備情報の廃止(平成30年2月8日)P75

- 田尻町の発表対象への追加と合わせて反映(第5章第8節)

## ○ その他

- 水防訓練(第16章第1節)P96、水防報告(第12章第2節)P92、決壊・漏水等の通報及びその後の処置(第10章)P89について、手引きの修正を反映。



# 平成30年度 水防・地震時体制について

—八尾土木事務所・寝屋川水系改修工営所・東部流域下水道事務所—

## 1. 水防班編成

八尾土木事務所・・・ 18班（5名程度／班）

寝屋川水系改修工営所・・・ 本部：7班（7名程度／班）、排水機場班4班（3名／班）

東部流域下水道事務所・・・ 本部：4班（10名程度／班）、工区、渚・鴻池・川俣管理C：各4班（4名程度／班）

中部農と緑の総合事務所・・・ 3班（6名／班）

## 2. 水防配備体制

気象情報 〔対象エリア〕	八尾 土木事務所 〔東大阪市 八尾市 柏原市〕	寝屋川水系 改修工営所 〔大阪市 東部大阪〕	東部流域 下水道事務所 〔大阪市 東部大阪〕	中部農と緑の 総合事務所 〔大阪市 東部大阪〕	合計
大雨（※）・洪水 注意報	警戒配備 5名程度	警戒配備（※） 10名程度	警戒配備（※） 10名程度	警戒配備 2名程度	27名程度
暴風警報	第1非常配備 【25名程度】	-	-	-	25名程度
大雨（※）・洪水 警報	第2非常配備 30名程度	第2非常配備（※） 24名程度	第1非常配備（※） 24名程度	第1非常配備 3名程度	81名程度
〔台風等を伴う場合〕	〔45名程度〕				〔96名程度〕
ポンプ運転調整時	—	—	第2非常配備 45名程度	—	102名程度 (大雨・洪水警報時)
大阪府災害応急対策実施要領 に基づく配備、特別警報など	第3非常配備 102名	第3非常配備 68名	第3非常配備 107名	第3非常配備 18名	295名

（※）寝屋川水系改修工営所・東部流域下水道事務所では、土砂災害を対象とした大雨注意報、及び大雨警報（土砂災害）では配備を行いません。

### 3. 地震時配備体制（自動参集）

地震規模【震度】	観測場所		八尾 土木事務所	寝屋川水系 改修工営所	東部流域 下水道事務所	農と緑の 総合事務所	合計
震度4	八尾土木事務所 管内		45名程度	24名程度	5名 (本部、川俣管理C)	5~6名	79名程度
	枚方土木事務所 管内		—		10名 (本部、工区、 渚・鴻池・川俣管理C)		39名程度
	大阪市		—		7名 (本部、鴻池・川俣管理C)	—	31名程度
震度5弱 以上	大阪府内の いずれか	勤務時間内 発災	106名	63名	117名	震度5弱・5強 8名	震度5弱・5強 294名
						震度6弱以上 34名	震度6弱以上 320名
		勤務時間外 発災	116名	61名	92名	震度5弱・5強 10名	震度5弱・5強 279名
						震度6弱以上 31名	震度6弱以上 300名

○震度5弱以上では公共交通機関が途絶しているものと想定し体制を構築しています。

動員体制及び会議の開催基準（自然災害他）

\* 状況等に応じて、市長（本部長）が必要と認めるときは、当基準と異なる動員配備体制をとる。

対象となる事象	準警戒配備期		警戒配備期	非常配備期	
	フェーズ1	フェーズ2		A号配備	B号配備期
地震	各部署対応フェーズ	準警戒対応		準緊急事態対応	緊急事態対応
	震度3未満	震度3	震度4又は隣接中門で震度4以上	震度5弱以上	震度6弱以上
	災害発生の恐れがある等、各部署において活動の必要があるとき	災害発生の恐れがある等、通信情報活動の必要があるとき	台風の進路予想に本庁が含まれており、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えたと予測されるなど、準警戒対応の必要があるとき	震度4又は隣接中門で震度4以上を観測し、警戒対応の必要があるとき 台風の接近が間近に迫るなど警戒対応の必要があるとき	市長が必要と判断したとき 同左
	大雨洪水注意報が長期間発表されているとき又は大雨洪水警報が発表される等、準警戒対応の必要があるとき	大雨洪水注意報が長期間発表されているとき又は大雨洪水警報が発表される等、準警戒対応の必要があるとき	大雨警報が長期間に亘り発表され、総雨量が第1警戒体制雨量100mmを超えたと予測されるなど、準警戒対応の必要があるとき	長期間の警報や土砂災害警戒情報など災害発生の恐れがある気象情報が発表され、警戒対応の必要があるとき	市長が必要と判断したとき 同左
その他の災害	即報基準※に至る恐れのある災害	即報基準※に至った災害 *（死傷者数、救出までの時間、また林野火災などの場合は、延焼面積、燃焼時間などの各基準）	災害が拡大化し、長期化するおそれがあり、警戒対応の必要があるとき	必要に応じて市長が招集 市長が必要と判断したとき	
配備内容	各対応に応じられる体制	災害に対する現地調査活動・通信情報活動・避難者に対する避難所開設・要配慮者への対応・災害広報体制・災害対策本部事務局業務等	二次災害の発生を抑制及び隣接中門への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行なう体制	災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制	市が全力をあげて対応しなければならぬ非常事態に対応する体制
	各部署において対応	危機管理室員、建設局長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、そのほか危機管理監が必要と認められた場合の担当職員	危機管理室員、協働のまちづくり部（避難所配備職員）、福祉部（要配慮者調査員）、健康部（保健師）、建設局、建設局、都市整備部、土木部（緊急被害調査）、上下水道局（水道総務部、下水道部（緊急被害調査）、教育総務部（避難所）、市長公室、経営企画部、行政管理部、財務部、出納室、議会事務局（事務局）	危機管理室員、建設局長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、避難所配備職員、緊急被害状況調査員、要配慮者調査員及び第1次避難所の施設管理者等、全職員の2分の1程度の職員	全職員
会議の開催	動員体制調整会議	動員体制調整会議	動員体制調整会議	災害対策本部会議	
	必要により連絡会議	必要により連絡会議	必要により連絡会議	連絡会議	



## 「八尾市地域防災計画」風水害等応急対策での動員計画

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容	配備人員
—	警戒配備	・大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時等	・防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制	39
警戒準備本部	1号配備	・災害の発生の恐れがある気象警報等が発表される等通信情報活動の必要がある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制	69
災害警戒本部	2号配備	・災害の発生の恐れがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生する恐れがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・各G必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策活動を実施する体制	245
	3号配備	・災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生した時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	497
災害対策本部	4号配備	・相当規模の災害が発生し又は、発生する恐れがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・相当規模の災害応急対策を実施する体制	763
	5号配備	・特別警報が発表された時又は発表が予測される時 ・大規模の災害が発生し又は発生する恐れがある時 ・その他必要によって市長が当該配備を指令する時	・市の全力をあげて防災活動を実施する体制	2188

## ・水防重点箇所

## (1) 近鉄大阪線、JR等アンダーパス部分、土砂災害パト

- ・渋川地内（市道佐堂太子堂線）
- ・東山本1丁目地内（市道山本第241号線）
- ・東山本新町9丁目地内（市道山本第54号線）
- ・二俣3丁目地内（市道曙川321号線）
- ・土石流危険溪流等パトロール（山手8箇所）

## (2) 資器材（土木管理事務所にて保管）

土のう、バリケード（約40枚）、セフティーコーン（約19個）、看板（「道路冠水のため一時通行禁止」約23枚）

## 「八尾市地域防災計画」地震災害応急対策での動員計画

組織体制	配備体制	配備基準	配備内容	配備人員
—	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度3を観測した時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災に関連する必要最低限の人員で通信情報活動を実施する体制</li> </ul>	39
警戒準備本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時</li> <li>災害が拡大し、警戒配備では対処できない時</li> <li>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各G必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制</li> </ul>	69
災害警戒本部	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4を観測した時</li> <li>災害が拡大し、1号配備では対処できない時</li> <li>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各G必要最小限度の人員で通信情報活動及び小規模の災害応急対策を実施する体制</li> </ul>	245
	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震注意情報が発表された時</li> <li>災害が拡大し、2号配備では対処できない時</li> <li>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その災害の発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制</li> </ul>	497
災害対策本部	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱を観測した時</li> <li>東海地震警戒宣言が発令された時</li> <li>災害が拡大し、3号配備では対処できない時</li> <li>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害応急対策を実施する体制</li> </ul>	763
	5号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5強以上を観測した時</li> <li>災害が拡大し、4号配備では対処できない時</li> <li>その他必要によって市長が当該配備を指令する時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の全力をあげて防災活動を実施する体制</li> </ul>	2188



### 都市整備部風水害対策要員編成表 (平成30年4月～)

※連絡先が不在の場合は次の人に連絡  
※携帯電話090-8936-6102 (担当班の班長か副班長のどちらかが所有する。)

都市整備部長	宮田 哲志	
下水道担当部長	赤鹿 義訓	
		↑ 連絡 ↓
理事	松井 清重	(1班担当)
次長	米重 豊裕	(2班担当)
次長	金子 秀行	(3班担当)
次長	堀 俊二	(4班担当)

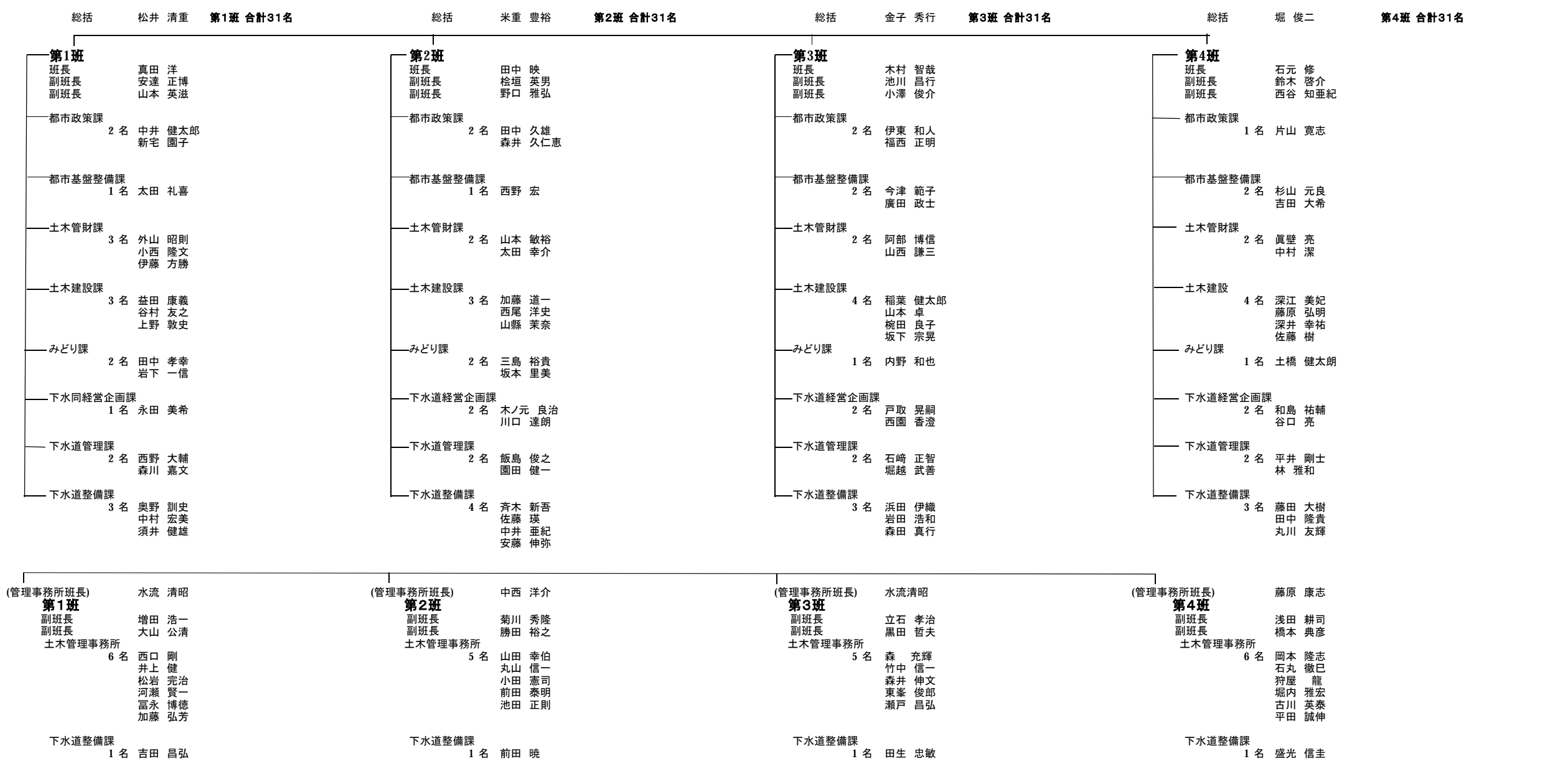
- 1.当番の期間は1週間とし、毎週月曜日の午前8時45分から始まる。
- 2.当番班の活動が2日に跨った(0時を超えた)場合、翌日の活動は次班とする。(交替時刻は、気象情報、活動状況等を勘案し、12時若しくは17時15分とする。)(引き続き、次班の活動が2日に跨った場合の交替班は、当番班とする。)

**4班体制**

第1班	4月16日	5月14日	6月11日	7月9日	8月6日	9月3日
	10月1日	10月29日	11月26日	12月24日	1月21日	2月18日
	3月18日	4月15日				
第2班	4月23日	5月21日	6月18日	7月16日	8月13日	9月10日
	10月8日	11月5日	12月3日	12月31日	1月28日	2月25日
	3月25日					
第3班	4月30日	5月28日	6月25日	7月23日	8月20日	9月17日
	10月15日	11月12日	12月10日	1月7日	2月4日	3月4日
	4月1日					
第4班	5月7日	6月4日	7月2日	7月30日	8月27日	9月24日
	10月22日	11月19日	12月17日	1月14日	2月11日	3月11日
	4月8日					

- 1号配備は班長、2号配備は1班体制、3号配備・4号配備は2班体制
- 2班体制の場合は該当する日に属する班と、該当日の1週後の班にて対応することとする。
- 各班長は、5号配備を除く各配備体制では班内業務や応急対策の実施に支障があると判断した場合に、班員に対して参集を命じることができる。(地域防災計画抜粋)
- 配備体制早見表(地域防災計画抜粋)

配備体制	地震	
警戒配備	八尾市及び隣接市(大阪市平野区、東大阪市、柏原市、松原市)で震度3を観測した時	※避難所開設班(3名うち女性1人)
1号配備	東海地震に関する調査情報が発表された時、警戒配備では対処できない場合	班員 ▲
2号配備	八尾市及び隣接市(大阪市平野区、東大阪市、柏原市、松原市)で震度4を観測した時	
3号配備	東海地震予知情報が発表された時、2号配備では対処できない場合	
4号配備	八尾市及び隣接市(大阪市平野区、東大阪市、柏原市、松原市)で震度5弱を観測した時、東海地震警戒宣言が発表された時	
5号配備	八尾市及び隣接市(大阪市平野区、東大阪市、柏原市、松原市)で震度5強を観測した時	※土石流監視/パトロール
配備体制	風水害等	
警戒配備	大雨・洪水・暴風等の警報が発表された時等	班員 ◎
1号配備	災害の発生の恐れがある気象警報等が発表される等、通信情報活動の必要がある時	※庶務班
2号配備	災害の発生の恐れがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生する恐れがある時	班員 □
3号配備	災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生した時	
4号配備	相当規模の災害が発生し又は、発生する恐れがある時	
5号配備	特別警報が発表された時又は発表が予測される時、大規模の災害が発生し又は発生する恐れがある時	



## 柏原市の危機管理組織体制

### 【地震の場合】

配備基準	組織体制	配備区分
1 震度3を観測したとき	情報収集体制	危機管理課
1 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 2 その他必要によって市長が当該配備を指令するとき		事前配備
1 震度4を観測したとき 2 災害が拡大し、事前配備では対処できないとき 3 その他必要によって市長が当該配備を指令するとき	警戒本部	警戒配備
1 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表され、関連調査の結果、大規模な地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されたとき 2 災害が拡大し、警戒配備では対処できないとき 3 その他必要によって市長が当該配備を指令するとき		A号配備
1 震度5弱を観測したとき 2 災害が拡大し、A号配備では対処できないとき 3 その他必要によって市長が当該配備を指令するとき	災害対策本部	B号配備
1 震度5強以上を観測したとき 2 災害が拡大し、B号配備では対処できないとき 3 その他必要によって市長が当該配備を指令するとき		C号配備

### 【風水害の場合】

配備基準	組織体制	配備区分
1 市域に気象警報（大雨・洪水警報等）が発表されたとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき	初動本部	事前配備
1 災害の発生のおそれがある気象警報等が発表され、小規模な災害が発生するおそれがあるとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき		警戒配備
1 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時若しくは、小規模の災害が発生したとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき	警戒本部	A号配備
1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき	災害対策本部	B号配備
1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 特別警報が発表された時又は発表が予測されるとき 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき		C号配備

【職員動員配備表】 H30. 4. 1現在

※避難所担当の職員数は含まない

※都市デザイン部、上下水道部、病院の動員職員数は含まない

部 名	課 名	配 備 人 員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
政策推進部	秘書広報課	2	3	4	5	全 員
	企画調整課	1	1	2	3	
	人事課	1	2	3	3	
	危機管理課	3	5	全員	全員	
総務部	総務課	2	3	5	7	
	公有財産マネジメント課	1	1	1	1	
	庁舎整備室	1	1	1	1	
	情報政策課	0	1	1	1	
財務部	財政課	0	0	1	1	
	契約検査課	0	0	1	2	
	課税課	1	1	6	8	
	納税課	0	1	3	4	
市民部	市民課	1	1	3	4	
	人権推進課	0	0	0	1	
	環境対策課	1	1	2	4	
	地域連携支援課	1	1	1	1	
	産業振興課	0	0	2	4	
健康福祉部	福祉総務課	1	1	4	5	
	障害福祉課	1	1	1	1	
	高齢介護課	1	1	4	6	
	健康福祉課	0	1	2	3	
	福祉指導監査課	0	0	1	1	
	こども政策課	1	1	1	1	
	こども育成課	0	1	1	1	
	保険年金課	0	1	4	6	
都市デザイン部	都市開発課	部の動員基準に基づく				
	用地課					
	都市政策課					
	都市管理課					
会計管理室	会計管理室	0	0	0	1	
上下水道部	経営総務課	部の動員基準に基づく				
	水道工務課					
	下水工務課					
病院	診療部	部の動員基準に基づく				
	医療技術部					
	看護部					
	病院総務課					
	医事経営課					
教育部	教育総務課	1	2	2	2	
	学務課	0	1	1	1	
	指導課	0	1	1	2	
	社会教育課	1	2	3	3	
	文化財課	0	0	1	1	
	スポーツ推進課	0	0	0	1	
	公民館	0	0	0	1	
	図書館	0	0	0	1	
行政委員会	行政委員会	0	0	0	1	
議会事務局	議会事務局	1	1	1	1	
合 計		22	36	69	95	

## 恩智川水防事務組合の水防態勢について

### 1 水防組織と機構

管理者は水防法第10条第3項及び第11条第1項の規定による洪水予報または、第16条第3項の規定による水防警報を受けたときは、水防本部を組織し、水防活動の必要が解消したとき解散する。

#### (1) 水防組織

##### ① 水防本部

組合事務所 八尾市庄内町2丁目1番36号 大阪府中河内府民センタービル内  
☎072(994)1515

本部長	管理者	東大阪市長	野田 義和
副本部長	副管理者	八尾市長	田中 誠太

##### ② 水防に従事する消防機関

##### ア 東大阪市消防団

本部	東大阪市消防局内（総務課）	☎072(966)9660
団員	団長以下 537名	

##### イ 八尾市消防団

本部	八尾市消防本部内（警防課）	☎072(992)2546
団員	団長以下 290名	

#### (2) 水防態勢と出動

##### ① 本部員の配備体制

管理者は、職員・職員の常時勤務から水防配備態勢への切換えを、確実かつ迅速に行うとともに、水防活動の完遂を期するため、次の要領による警戒配備並びに非常配備を行う。

配備区分	配備時期	配備内容
警戒配備	気象情報と水位情報の連絡に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うとき。	連絡員を配備し、主として情報連絡をさせる。
第1非常配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は、警戒配備では態勢不十分と判断されるとき。	水防要員の2分の1の人員を水防業務に当たらせる。
第2非常配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、又は、第1非常配備では態勢不十分と判断されるとき。	水防要員全員を水防業務に当たらせる。

### 2 消防機関の出動

#### (1) 出動準備

管理者は次の場合、消防機関に対し出動準備をさせる。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達したとき。

イ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予測されるとき。

#### (2) 出動

管理者は、次の場合、直ちに消防機関に対して、定められた計画に従い出動させ、配備につかせる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、若しくは、氾濫注意水位に近づき、達する恐れがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき。

イ 気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めるとき。

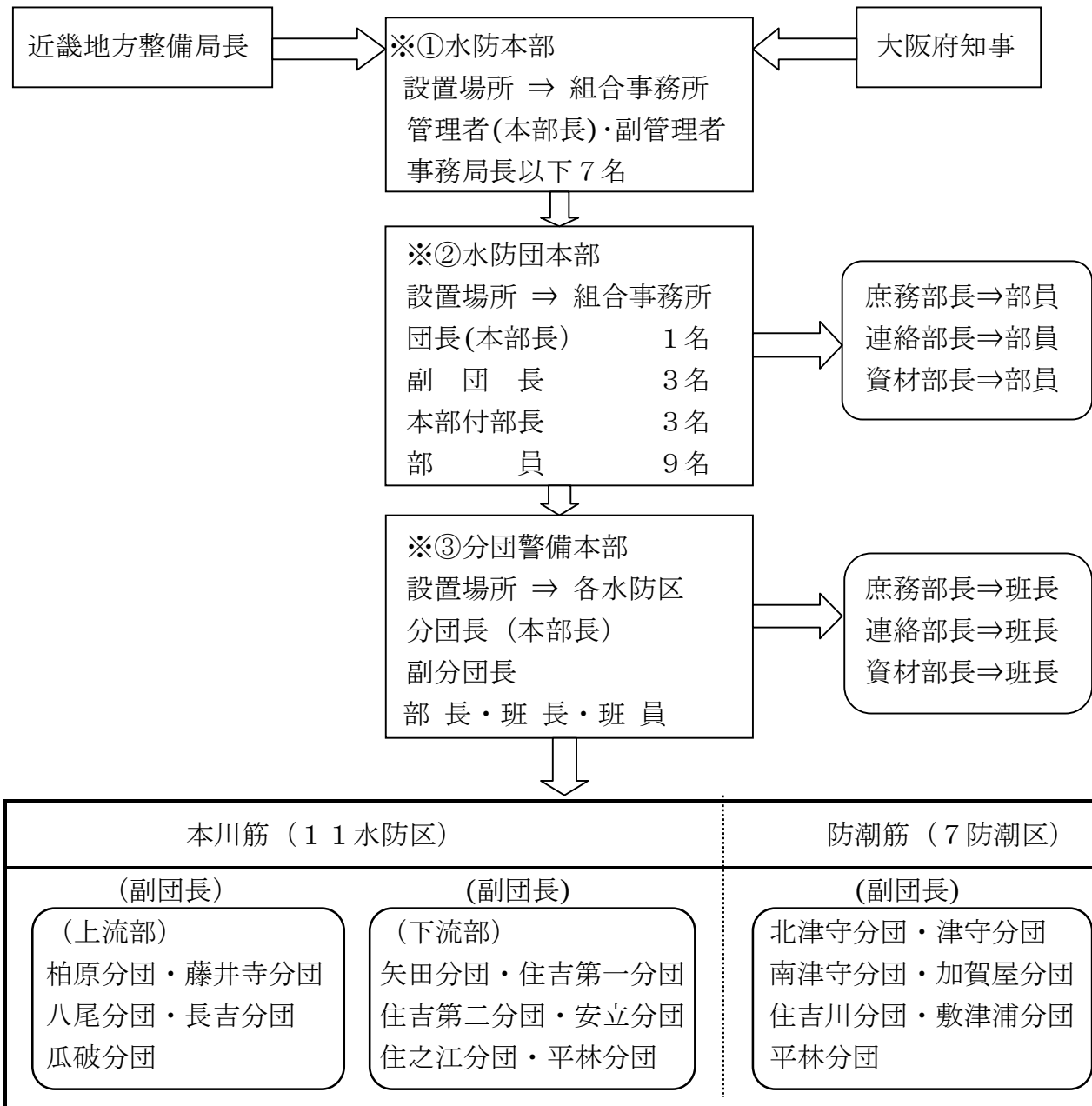
ウ 震度4以上の地震が発生したとき。

エ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。



## 大和川右岸水防事務組合の水防体制について

1. 水防区域 柏原市・藤井寺市・八尾市・東大阪市・松原市・大阪市の防御区域は 8.1 km<sup>2</sup>、防御堤防の総延長（本川筋と防潮筋）37,134 m、水防分団数は17分団、水防団員数は1,568名（定員）
2. 防御機構 洪水、津波又は高潮による水災が予想されるときから洪水、津波又は高潮による危険が解消されるまで下記の機構を設置する。



※① 組合管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が河川管理者の定める氾濫注意水位（警戒水位・柏原基準点3.2m）に達したとき、その他気象状況等により水防上必要があると認めるときは、直ちに水防本部を設置する。

※② 水防団長は、水防本部長の指令に基づき、若しくは自ら洪水、津波又は高潮の恐れがあると認めるときは、直ちに水防団本部を設置する。

※③ 水防分団長は、前各本部長のいずれかの指令に基づき、若しくは自ら洪水、津波又は高潮の恐れがあると認めるときは、直ちに分団警備本部を設置する。

# 水防団の出動指令

## (1) 出動準備

### ア 基準

本川筋	防潮筋（高潮区域）
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 柏原基準点の水位が水防団待機水位(1.5m)に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想される時</li> <li>2. 水防警報の「準備段階」が発せられたとき</li> <li>3. 気象予報、洪水予報等により洪水の危険が予測される時</li> <li>4. その他水防上出動準備の必要があると認められる時</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪湾の潮位がOP+2.00mに達し、なお著しく上昇のおそれがあり、出動の必要が予測される時</li> <li>2. 水防警報の「準備段階」が発せられたとき</li> <li>3. 高潮、津波注意報・警報等により、高潮、津波の危険が予測される時</li> <li>4. その他水防上出動準備の必要があると認められる時</li> </ol>

### イ 措置

#### 【本川筋】

水防分団長は、上記基準により通知を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは所属団員を待機させると同時に、3～5名の団員を招集して、資器材の点検と非常監視及び警戒に当たらせる。

#### 【防潮筋】

水防分団長は、上記基準により通知を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは所属団員を待機させると同時に、3～5名の団員を招集して、資器材の点検と非常監視及び警戒に当たらせるほか協定書等により定められた水門、鉄扉、樋門の防潮諸施設管理責任者との間に緊密な連絡を保ち、開閉操作に当たって支障なきことを確認する。

## (2) 出動

### ア 基準

本川筋	防潮筋（高潮区域）
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 柏原基準点の水位が氾濫注意水位(3.2m)に達した時、又はその恐れがある時</li> <li>2. 水防警報の「出動段階」が発せられたとき</li> <li>3. 震度4以上の地震が発生したとき</li> <li>4. 水防法により知事から緊急出動の指示を受けたとき</li> <li>5. その他水防上出動の必要があると認められる時</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高潮注意報が発表されたとき</li> <li>2. 水防警報の「出動段階」が発せられたとき</li> <li>3. 震度4以上の地震が発生したとき</li> <li>4. 地震が発生し、津波注意報・警報が発表されたとき</li> <li>5. 水防法により知事から緊急出動の指示を受けたとき</li> <li>6. その他水防上出動の必要があると認められる時</li> </ol>

### イ 措置

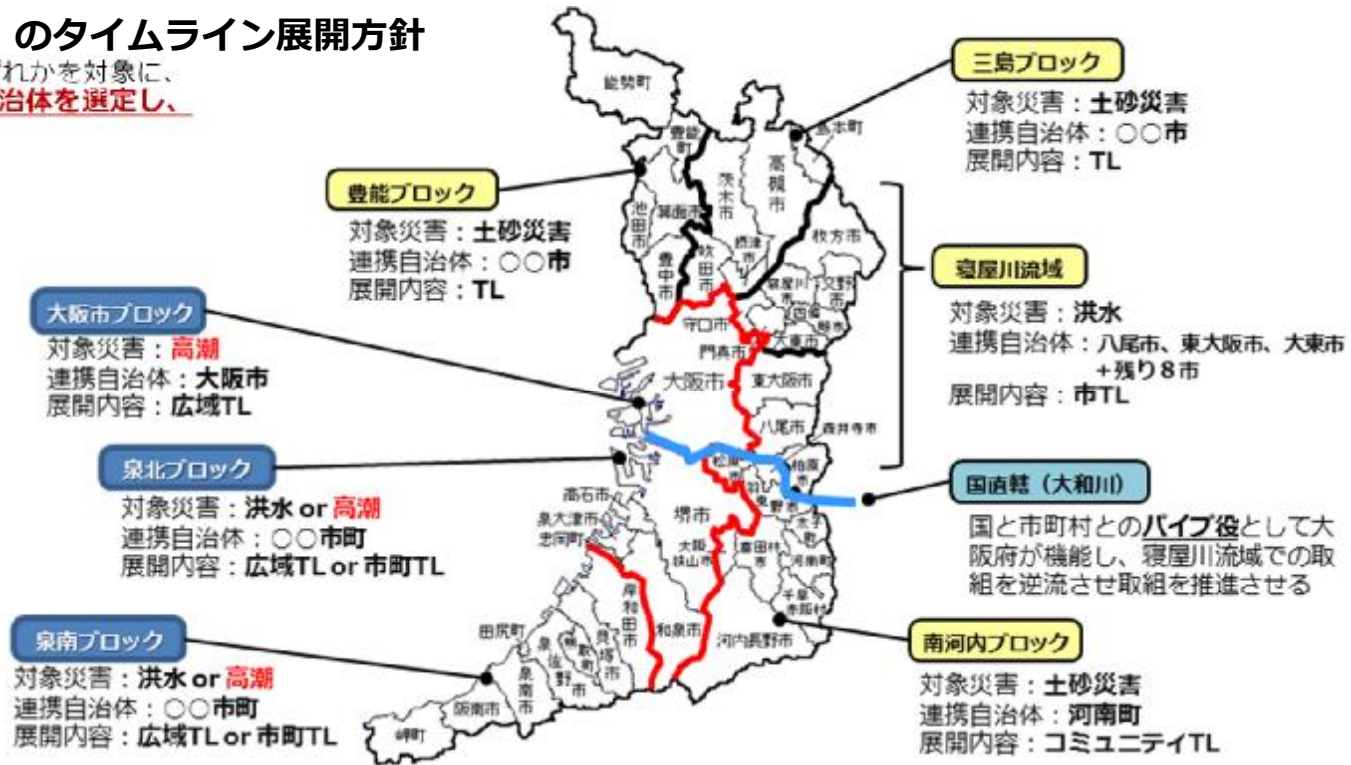
水防分団長は、上記基準により通知を受けたとき、又は自ら必要を認めるとき（この場合は、水防団長に速報する）は、所定団員を招集出動させ、水防活動に当たらせ状況に応じ団員を増員することができる。

組合管理者は、上記出動を確認し、直ちに大阪府知事(現地指導班長)並びに構成市に報告する。

# タイムラインについて

## ◆今年度（平成30年度）のタイムライン展開方針

「洪水」「土砂」「高潮」のいずれかを対象に、  
各事務所 1市町村以上の連携自治体を選定し、  
タイムライン策定に着手

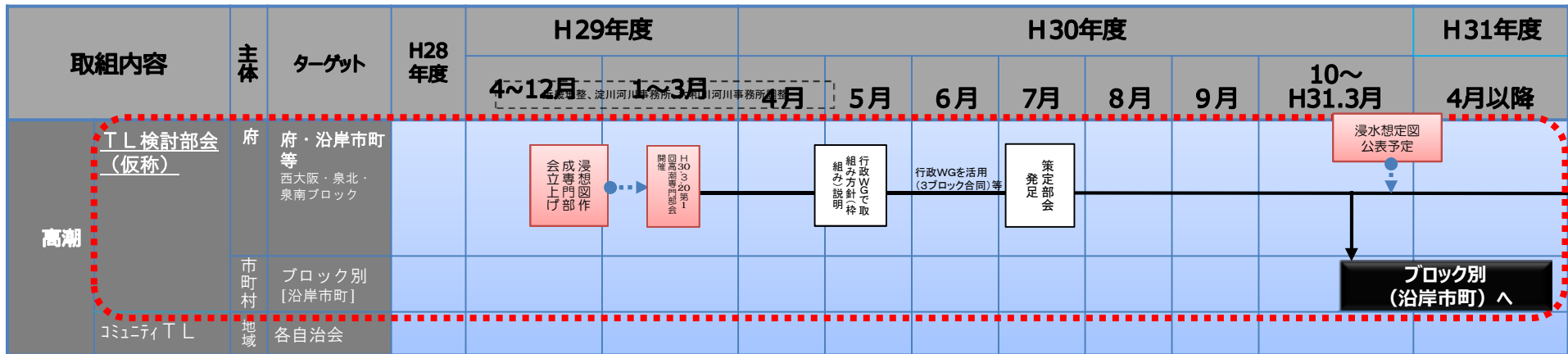


## ◆スケジュール（案）

取組内容	主体	ターゲット	H29年度		H30年度							H31年度	
			4~12月	1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10~ H31.3月	4月以降	
<b>高潮</b> TL 検討部会（仮称） 3ブロック合同行政WG コミュニティTL	府	府・沿岸市町等 西大阪・泉北・泉南ブロック	会成 立上 げ	浸 想 図 作		行政WG 組 み 方 針 採 取 組 み の 説 明	行政WGを活用 (3ブロック合同)等	策定部 会 発 足				浸水想定図 公表予定	ブロック別 (沿岸市町) へ
	市町村	ブロック別 [沿岸市町]											
	地域	各自治会											



# 水害対応タイムラインの取組みについて



# (話題提供) 段階的に発表する 防災気象情報の活用

- ・警報級の可能性
  - ↳ 危険度を色分けした時系列
  - ↳ 危険度分布

大阪管区气象台

## ■ 5日先までの「警報級の可能性」の提供

**大阪府の警報級の可能性**  
 大阪府では、4日までの期間内に、暴風、波浪警報を発表する可能性が高い。  
 また、4日明け方までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

大阪府	警報級の可能性								
	3日		4日			5日	6日	7日	8日
	明け方まで	0-6	6-12	12-18	18-24				
大雨	中	—	—	—	—	—	中	—	
暴風	—	—	高	—	—	—	中	高	
波浪	—	—	高	—	—	—	中	高	

**今日～明日**  
 ・天気予報と合わせて発表  
 ・時間帯を区別して表示

**明後日～5日先**  
 ・週間天気予報と合わせて発表  
 ・日単位で表示

**今日～明日**  
 前日の夕方以降で、必ずしも可能性は高くないものの、夜間～翌日早朝までの間に警報級の大雨となる可能性もあることが分かる！

**明後日～5日先**  
 数日先の荒天について可能性を把握することができる！

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯をホームページ上の気象情報・注意報で確認してください。  
 [中]: [高]ほど可能性は高くなりませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性は[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

☆ 気象台が発表する大雨警報には、浸水による重大な災害のおそれがあるときに警戒を呼びかける**大雨警報(浸水害)**と、重大な土砂災害発生のおそれので警戒を呼びかける**大雨警報(土砂災害)**の2種類に加え、**洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮**の警報があることを覚えておいてください。

## ■ 警報・注意報の「危険度を色分けした時系列」の提供

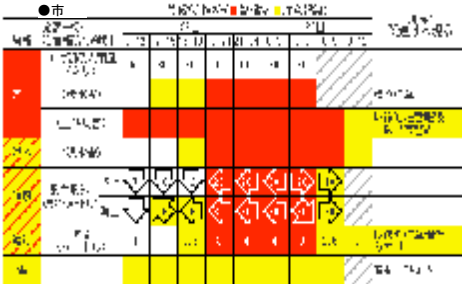
平成●●年10月22日09時28分 大阪管区気象台発表  
大阪府の注意警戒事項  
大阪府では、23日朝まで土砂災害に警戒してください。

「警報級の現象が予想される期間」等を、**視覚的に把握しやすい形で提供**

- ※ 気象警報について
- ・ 「警報級の現象が予想される期間」の最大6時間前に発表しています。
- ・ 各警報の予測値は、「確度が一定に達した」ものを表示しています。

●市 **土砂災害警報（浸水害）** **大雨警報（浸水害）** **洪水警報** **土砂災害**

「土砂災害警報（浸水害）」は、大雨警報（浸水害）が発せられる地域に、土砂災害の危険度が高い地域がある場合に発せられる。土砂災害の危険度が高い地域は、土砂災害警報（浸水害）が発せられる地域に、土砂災害の危険度が高い地域がある場合に発せられる。



時系列表示により  
**今後の危険度の高まりを即座に把握できます**



「発表状況一覧」をクリックし、  
見たい市町村名をクリックすると、  
警報・注意報（図表形式）へ

従来からの文章形式も確認できます

## ■ 警報・注意報を補足する「危険度分布」の提供

**濃い紫は「災害がすでに発生」している  
もおかしくない状況！**

- ・ 危険度分布では、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度が高まっている場所をお知らせします。
- ・ 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」でも、避難判断への活用が推奨されています。

- 気象庁ホームページ トップ  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- または
- 土砂災害警戒判定メッシュ情報  
<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 大雨警報（浸水害）の危険度分布  
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>
- 洪水警報の危険度分布  
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

